知的特区について

平成14年7月24日科学技術政策担当大臣総合科学技術会議有識者議員

1.目的

急速に進展しつつある「産業空洞化」に対応し、我が国が 経済の活性化を図っていくためには、「科学技術の振興」に よる絶えざる技術革新が何よりも重要である。特に、大学等 の研究成果を産業の発展のために活用していく「産学官連 携」を地域レベルで積極的に展開することは、科学技術の振 興、地域経済の活性化とともに、大学や地域研究機関の活性 化にもつながることとなる。

このため、 大学、研究機関等が集積し競争的な環境の下で行われる質の高い研究開発の推進、 研究開発成果を実用化に円滑につなげていくための環境整備等の面で必要な規制改革を進めるべく特区制度の導入が図られることが必要。

2.基本的考え方

(特区の位置付け)

一定期間後の全国展開を前提に、先導的に規制改革を実施する地域として特区を設ける。したがって、個々の規制改革について、特に問題が生じないと認められるものは、全国に拡大して導入する。

(対象となる規制)

対象となる規制は、地方公共団体等から要望のある事項を 含め、科学技術の振興に関連する、可能な限り幅広いものと する。

「規制改革推進3か年計画(改定)」に掲げられている規制改革や総合科学技術会議において提言した科学技術システム改革等については、できる限り前倒しで実施し、特に規制改革の進展が遅いものについては特区制度を活用する。特に、大学の設置、内部管理等に係る規制については、国立大学の法人化を待たず、できる限り前倒しで導入する。

(特区の設置・運営)

特区の設置・運営に当たっては、地方公共団体の自主性を 最大限尊重するとともに、個別の規制の特例措置については、 地方公共団体が責任をもって実施することとする。

3 想定される規制改革の具体的内容

地方公共団体、大学、研究機関、地域経済団体等の要望等を踏まえつつ、「科学技術の振興」の観点から抜本的に見直すべき事項をあげれば、例えば(別添)のような措置が考えられる。

これらの措置については、現時点での一例にすぎない。 優れた研究成果を生み出し、その成果を実用化して新産業の 創出を図っていく仕組みづくりのためには、様々なアイデア があり、そのアイデアを実現するための規制改革が必要とな る。すでに、上記の他にも地方公共団体等から要望が多数あ がっており、各地方公共団体が個性を活かした特区構想を展 開することを期待する。 これらの措置については、本来全国ベースで導入することが望ましいものもあり、特区への導入とあわせて、全国ベースでの展開についても検討することが必要である。

なお、これらの措置の導入にあたり、「科学技術の振興」以外の視点から十分な検討を要するものもあることに留意する必要がある。

4.今後の進め方

「構造改革特区」については、その具体化を推進するため、先般、内閣官房に「構造改革特区推進室」が設置されたところである。

今後、ここに示された「知的特区」の考え方が「構造改革特区」制度の中で実現されるようフォローアップを行うこととする。

(別添)想定される規制改革の具体的内容

(1)共通的な事項

大学等における教育研究活動の推進

優れた研究成果を次々と生み出すため、外国人も含めた様々な人材が世界中から集まり、能力を最大限発揮できる自由で柔軟な環境をつくる。また、こうした環境を活かした人材教育を行い、次代の個性ある研究者の育成を図る。

(教育研究機関関連)

・大学等における教育機関設置基準の見直し

(省令等)

- ・IT技術を活用した遠隔授業を自由に行えるよう、遠隔授業に係る卒業要件(修得すべき124単位のうち、遠隔授業による単位は60単位が上限)を撤廃する。
- ・大学等の設置にあたって、校地面積の1/2以上は大学自らが所有しなければならない、校舎面積の3倍以上の校地面積を確保しなければならない等の基準を撤廃し、例えば企業等から土地を借りて大学等を設置できるようにする。 等
- ・大学の学部・学科の設置・改組の認可制の撤廃 (法律等)

大学の判断で機動的に学部・学科の設置・改組を できるようにするため、認可制を届出制にする。 ・学校教育における英語の授業の自由化(運用)

現在は、学校教育法における教科書使用義務等のため、小中高において英語以外の教科の授業を英語で行うことがほとんどできないが、こうした制約をはずし英語による授業を自由に行えるようにする。

予算執行の柔軟化(運用)

国立大学や国の研究機関について、部局相互間や項目相互間の予算の移用・流用、複数年度にわたる予算執行をより柔軟にできるようにし、研究費執行の自由度を高める。 等

(教育研究者関連)

- ・大学等における任期付教員の任用要件の撤廃等 (法律)
 - ・任期付任用の対象となる職の制限(多様な人材 の確保が特に求められる教育研究組織の職、自 ら研究目標を定めて行う助手の職 等)を撤廃 し、自由に教員を任期付きで任用できるように する。
 - ・任期付教員を総定員法の定員枠から除外し、定 員規模にかかわらず任用できるようにする。
- ・大学等への裁量労働制の導入(法律)

大学、国立の研究機関等の研究活動に関して裁量 労働制を導入し、あらかじめ決められている勤務時 間に拘束されることなく、研究の進捗等にあわせて 自由に都合のよい時間に勤務できるようにする。

(外国人研究者関連)

・外国人研究者の任用の自由化(法律)

国立大学、研究機関の長等への外国人の任用を可能とする。国の研究機関と同様に公立研究機関への外国人の任用を認める。

- ・外国人研究者の在留資格等の見直し(法律・省令)
 - ・外国人研究者について、在留期間(3年又は1¹ 年)を延長し、一定の研究が終了するまで在留 できるようにする。
 - ・在留資格要件(修士学位取得等又は10年以上 の実務経験)を緩和し、高い技術力を有する外 国人研究者が我が国で研究できるようにする。
 - ・「研究」の在留資格で、研究とともに研究に関連するベンチャー企業等の経営等もできるようにする。 等
- ・インターナショナルスクールに関する環境整備 インターナショナルスクール卒業者に対して大学 受験資格を付与し、卒業生が自由に大学受験できる 機会を与えるようにする。

研究成果の実用化等産学官連携の推進

大学を核として自治体や企業が相互に連携して個性ある研究成果を創出し、大学教員や研究者が中心となって自らの研究成果の実用化を図る。

・大学教員と企業・研究機関の兼業の弾力化(運用) 営利企業の役員等との兼業を学長等の判断により 認め、より迅速にベンチャー企業等との兼業が行え るようにする。

- ・大学等への裁量労働制の導入(法律)(再掲)
 - 大学、国立の研究機関等の研究活動に関して裁量 労働制を導入し、あらかじめ決められた勤務時間に 拘束されることなく必要な時間に兼業ができるよう にする。
- ・地方公共団体から国立大学等国の機関に対する寄附 金等の禁止の撤廃 (法律・政令)
 - 以下のような措置をできるようにする。
 - ・企業と大学の連携を推進するため、大学研究者が 常駐して企業への技術相談や大学研究室への橋渡 しを行うためのオフィスを県で整備したが、私立 大学に対しては無償で貸し出すことができるもの の、国立大学に対しては無償貸出ができない。
 - ・県から国立大学に対して研究委託を行う場合、研究費で購入した設備や、研究により開発した機器について、大学側に無償で移転してより有効活用を図ってもらいたいにもかかわらず、こうした設備や機器を大学に無償で移転することができない。
 - ・地域における産学官連携を推進するため、市町村 の施設を利用して国立大学のサテライトを誘致し ようとしても、施設を無償で貸与することができ ない。
 - ・基礎研究と産業を結びつけ、地域の産学官連携に 寄与するため、国立大学に大学院の専攻学科を新 設し産学官クラスター形成の核となる教育研究セ ンターを研究開発施設の集積地区へ設置しようと しても、講座開設や施設・設備の支援ができない。 等

ベンチャー・新産業創出促進

大学や研究機関の研究成果を産業に結びつけるため、ベンチャー企業等の活躍の場を提供・確保するとともに、できるだけ自由な活動を可能とする。

- ・ベンチャー・研究開発型企業からの調達(運用)
 公的機関の調達にあたって、創業間もないベンチーヤー企業であっても、その商品に競争力がある場合には、過去の売上実績や自己資本額などと関係なく、技術力そのものを評価して調達することができるようにする。
- ・大学・研究機関等の施設・設備等の企業等による 利用促進 (法律・政令・運用)
 - ・国立大学、研究機関等の敷地について、企業と 共同研究を行う場合のみならず、企業単独で研 究を行う場合やインキュベーションを行う場合 等も廉価使用を認める。
 - ・企業等が対価を払って施設等を使用する場合に は研究結果の提供等の条件は付さないことを徹 底する。
 - ・設備等の利用手続について簡素化を徹底する。 等

(2)特定分野に関する事項

医療環境の整備

国内外から人材の集積を図り、大学等の先端的研究を速 やかに臨床につなげる「橋渡し研究」(トランスレーショ ナル・リサーチ)を推進して、先端医療の展開を図る。

(先端的な医療の推進)

・臨床研究における特定療養費の導入(告示)

治験以外の臨床研究(医薬品、医療用具の研究に当たらない細胞・遺伝子治療等)を行う場合に、特定療養費制度の対象とし、これまで保険給付の対象となっていない一般療養(診察料、入院基本料等)に係る部分について保険給付の対象とする。

・高度先進医療制度の要件見直し(省令、通達)

保険給付を得て高度先進医療の実施が認められる 医療機関の要件(原則として300床以上の病床 等)を見直し、高度な医療水準を有する医療機関に より広く高度先進医療の実施を認める。

・臨床修練制度の拡大(法律)

・特定病床等の特例の見直し(省令)

〔特定病床の設置要件を緩和し、高度な医療等を行 、う新たな医療機関の設置を一層容易にする。 特定分野に関する事項としては、他に、再生可能エネルギー等の円滑な導入(太陽光発電、バイオマスエネルギー、燃料電池等)や、社会・行政におけるIT技術の導入による情報化の推進(遠隔医療等)等に係る規制改革が考えられる。